

23 保第 997-4 号

平成23年12月14日

審査請求人
上記代理人

加治 政広 様
盛次 義隆 様

愛媛県知事 中村 時広

口頭意見陳述における補佐人の追加について

平成23年11月18日にあなたから提起された審査請求に係る口頭意見陳述の申し立てについて
は、すでに23保第997-2号及び23保第997-3号において通知済みですが、補佐人の追加申請に
対し許可したので通知します。

記

追加で許可を受けた補佐人

住所 松山市久谷町33番地
氏名 大上 タバ子

なお、その他については変更があります。

本件について不明な点がありましたら、

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課生活保護係 (089-912-2385) までお問い合わせ下さい。

23保第997-6号
平成23年12月20日

審査請求人 加治 政広 様
上記代理人 盛次 義隆 様



愛媛県保健福祉課長

行政不服審査請求に係る口頭意見陳述録取書の送付について

平成23年12月14日に実施した口頭意見陳述の録取書が作成できました。

記載内容について御確認いただき、相違なければ審査請求人及び代理人欄に2部とも押印の上、同封の返信封筒にて12月26日までに送付願います。

返信後、別途手続きを行い、一部送付いたします。

記

1 送付文書 口頭意見陳述録取書 2部

2 返送先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課生活保護係

※返送時は2部とも審査請求人、代理人とともに押印の上返送してください。

(施行注意)

- 1 送付時録取書 2部送付のこと。
- 2 配達証明付き郵送により施行のこと。

口頭による意見陳述録取扱書

- 1 審査請求の件名
愛媛県中予地方局長が、生活保護法に基づき行った生活保護申請みなしが下決定処分に対する審査請求
- 2 審査請求年月日
平成23年11月17日
- 3 審査請求人等の住所、氏名
伊予郡松前町北川原59-1 加治 政広
- 4 審査請求代理人
伊予郡松前町筒井1579-1 盛次 義隆 (審査請求人の主治医)
- 5 補佐人の住所、氏名
松山市久谷町33 大上 タゞ子 (審査請求人の母)
松山市東野三丁目10-51 池内 洋 (審査請求人の介助者)
大洲市徳森2321-41 小島 洋子 (審査請求人の介助者)
- 6 講述の年月日及び時間
平成23年12月14日 午後2時から午後3時まで
- 7 講述の場所
伊予郡松前町北川原59-1 加治 政広 宅
- 8 講述の内容
私の主張の主な内容は、さきに提出した審査請求書のとおりであるが、その補足として次のとおり申し述べる。
- (1) 生活保護申請書について
- 生活保護申請者が、3ヶ月も宙に浮いた状態であった。松前町福祉課の対応者は、中矢さん、久保さん、十時係長である。役場へは、週に1回程度の頻度で出向いて問い合わせたものの、行く度に「順番待ちである」、「県に申請書を出した」などと言われ、はぐらかされ続けた。「中予地方局に書類を提出しているから、もう少し待つように」とも言われた。
- 結局、提出されてはいたものの、受理されていなかった。
- (2) 生活状況について
- 今年7月に父が亡くなり、その後は、自分の障害基礎年金と亡父が掛けてくれていた月額2万円程の手当金をあわせ、月額約10万円で生活している。そこから、地代月額3万円、電気代1万5千円、水道代5千円、食事代2万円、レンタルベッドやエアーマットのレンタル料6千円、おせつ等の消耗品代を払わなければならない。
- 母は82歳で、私の介護はできない。ヘルパーさんがいない時の介助に来てくれている。顔を拭いてくれたり、水分を飲ませてくれたりはしてくれる。
- 今の状態では生活できないので、自分一人だけで生活保護を受けたい。生活保護で4時間分の他人介護料を受ければれるはずである。
- (3) 生活歴について

松前町北川原で生まれ育つたので、自宅を離れるつもりはない。

小学校時代は県整版幼稚園で、中・高校は、第一養護学校で寮生活をした。高校卒業後は、自宅で家業の学校給食パン製造を手伝いながら、自動車の運転免許も取得し、配達もしていたが、障害が重くなつたので出来なくなつた。

（4）中予地方局の対応について

10月6日、中予地方局職員（宇都宮係長、岡崎専門員）がはじめて來た。母と2人で生活保護を受けるよう言われたが、母はヘルパーさんがいるときに手伝いに来ているだけである。

それにもかかわらず、母の松山市久谷の家を処分して、それを生活に充て、その後、2人で生活保護を申請するよう言われた。

10月13日午前9時頃、中予地方局職員2名と、松前町役場の十時係長、久保さんが來た。母が病院に行こうとしていた時だつた。

家には上がりうとせず、母がいないことを理由に自分の話を聞こうとした。それを見たヘルパーさんが家に上がるよう促してくれたが、結局、自宅には上がりず、自分とは話さずに帰つた。

10月26日午後4時40分に中予地方局から「生活保護はどうするのか」との電話連絡があつた。

対応した母は、「久谷へ子ども（加治氏）を連れて帰りなさい」とまで言われた。

話をする度に家を処分しようとと言われると、命が縮まる。

以上

上記のとおり聴取した。

平成23年12月14日

要 煙 墓 保 健 福祉 部 管 理 局 保 健 福祉 課 課 長 横 棚 佐 本 山 英 幸 ㊞

上記のとおり聴取した。

平成23年12月14日

要 煙 墓 保 健 福祉 部 管 理 局 保 健 福祉 課 生 活 保 護 係 長 佐 伯 典 子 ㊞

上記のとおり聴取内容にしたがつてこの録取書を作成した。

平成23年12月20日

要 煙 墓 事 務 吏 員 岡 本 紀 ㊞

私の陳述と上記の内容とは、相違ありません。

平成23年12月 日

審査請求人 加治 政 広 ㊞

審査請求人の陳述と上記の内容とは、相違ありません。

平成23年12月 日

審査請求代理人 盛次 義 隆 ㊞